

- (13) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (14) 本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。
- (15) 本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
- (16) 本工事は、出来高に応じた部分払を落札者が選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。ただし、工期が180日以上の場合に限る。なお、本工事で「出来高部分払方式」を行うことを選択した場合は、上記「総価契約単価合意方式」を実施するものとする。
- (17) 本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
- ## 2 競争参加資格
- 次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（經常建設共同企業体を含む）であること。
- (1) 予算決算及び会計令（以下「予算令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
- (3)① 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（經常建設共同企業体を含む）にあつては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

- ② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。）
- (4)① 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（經常建設共同企業体を除く）にあつては、平成16年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。
- ・同種工事は次のとおりとする。  
海上におけるポンプ浚渫船を使用した50,000㎡以上の床掘又は浚渫工事
  - ② 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、平成16年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。  
・同種工事は次のとおりとする。  
海上におけるポンプ浚渫船を使用した50,000㎡以上の床掘又は浚渫工事
  - ③ 經常建設共同企業体にあつては、構成員のうちいずれか1社が、平成16年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。  
・同種工事は次のとおりとする。  
海上におけるポンプ浚渫船を使用した50,000㎡以上の床掘又は浚渫工事
- さらに、他の構成員は、平成16年度以降に元請けとして、次のいずれかの施工実績を有する者であること。
- ・同種工事は次のとおりとする。  
浚渫船を使用した床掘又は浚渫工事
- なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- なお、本工事で申請できる配置予定技術者は1名とする。
- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（經常建設共同企業体を除く）にあつては、平成16年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。
- ・同種工事は次のとおりとする。  
浚渫船を使用した床掘又は浚渫工事
- なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。
- ③ 經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が、平成16年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。
- ・同種工事は次のとおりとする。  
浚渫船を使用した床掘又は浚渫工事
- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。
- (6) 配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満たしている者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。
- また、本工事で申請できる技術指導者は1名とする。
- ① (5)に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

- ② 本工事に於ける主任（監理）技術者として専任を要する期間中に他の工事に技術者として従事していないものであること。
- ③ 専任で配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。
- ※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、(5)に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。
- また、配置予定の主任（監理）技術者（技術指導者を配置する場合は、当該技術指導者を含む）は、2(5)（又は2(6)）に掲げる基準を満たす他の技術者に変更することができる。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (9) 本工事に係る技術提案の提出にあつて、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案を提出すること。
- また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。
- 以上のとおり、提出された技術提案又は施工計画（標準案）が適正であること。
- (10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。